

概要版

〇〇自治区 避難所開設・運営マニュアル

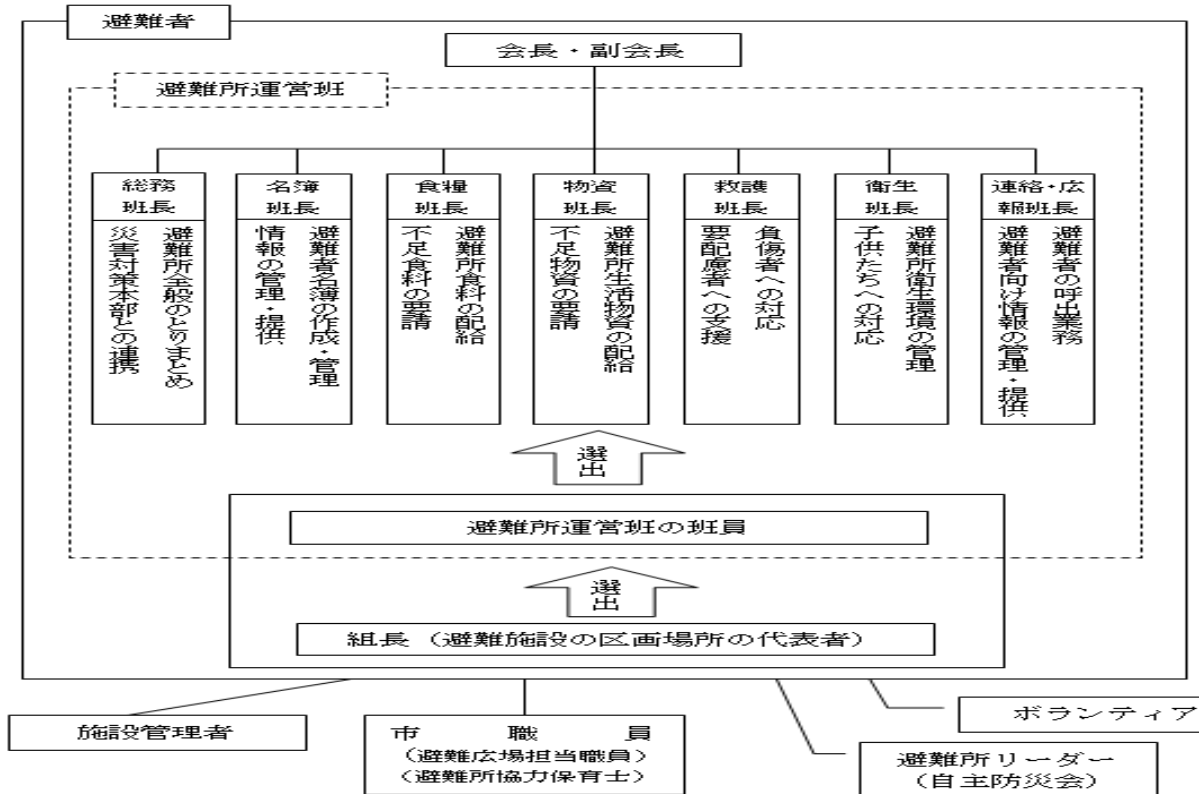
【大地震時などは小学校・中学校・県立学校の避難所など、身近な避難所へ！】

《共通ルール》

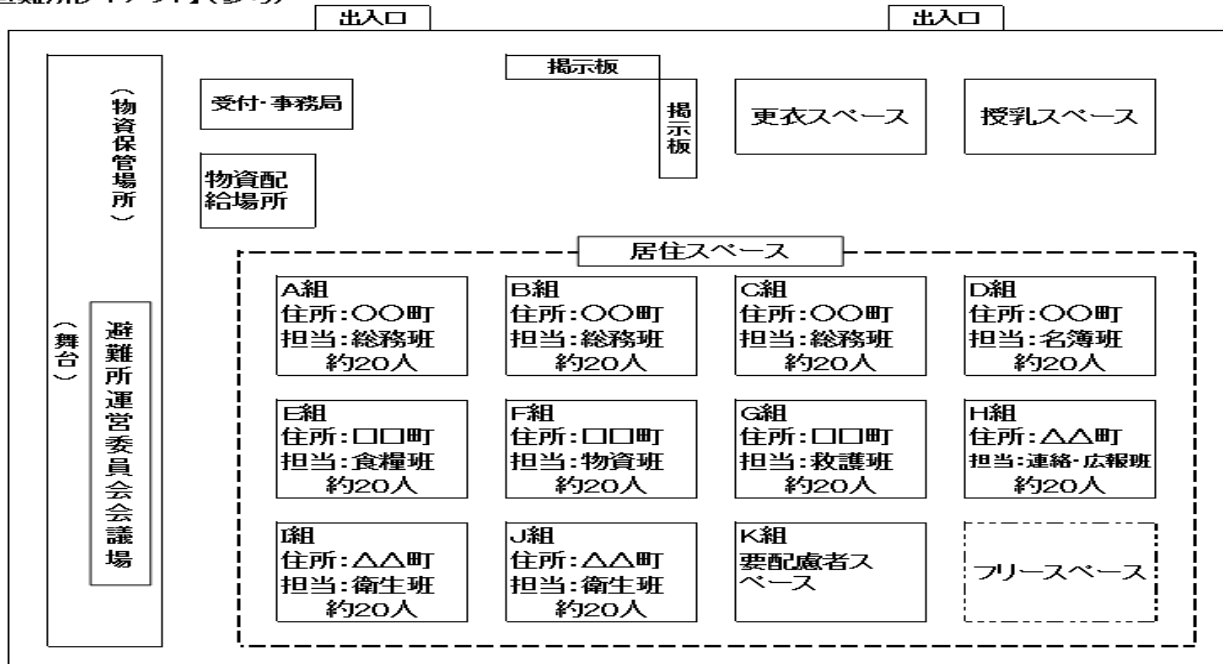
- ①避難所は自主運営（避難所運営委員会）
- ②食事は原則全員配給
- ③トイレは交替で清掃
- ④ペットは室内禁止
- ⑤飲酒、喫煙は指定場所です など

避難所は不特定多数の人が共同生活する「過酷な場所」です。
不安や不満を減らすために、「ルールの理解」と避難者同士の「いたわり」が大切です！

【避難所運営委員会の組織】



【避難所レイアウト】(参考)



○災害発生時の避難所開設・運営の流れ

地震発生（震度6弱以上） など

自分の身を守る・家族の安否確認・隣近所の救出救護・自宅の被災状況確認・火元の確認・消火活動 など

【自主参集】

① 参集と施設の安全点検

【～1時間後】

- 施設の安全確認(市)
(安全点検が完了するまで、避難者は一時待機)
・学校開校時(平日昼間)は、児童生徒の安全確保のため避難者と区別する。

② 避難所開設準備

【～3時間後】

- 避難所使用・居住スペース等を決定(全員)
- 受け入れ体制・運営協力者等配置(市)
- 要配慮者・負傷者等は個別に対応(全員)

③ 避難所開設、避難者の誘導・受付

【～4時間後】

- 仮設トイレの設営(全員)
- 避難者名簿の記入(避難者)
- 居住場所への案内、班長・班員の選出(市・地域)
- 避難者台帳作成(名簿班)

④ 避難所運営委員会の開催

【～5時間後】

- 会長・副会長などの委員の選出(市・地域)
- 市災害対策本部からの情報・指示を伝達(総務班)
- 避難所運営方針(配給、ルール等)の決定・確認

⑤ 避難者への物資の配給、情報提供等

【～6時間後】

- 必要な食糧・物資を配給(食糧班・物資班)
- 避難者等へライフライン等の情報を提供、帰宅困難者へ交通機関等の情報を提供(連絡・広報班)
- 避難所退所者の管理(名簿班)

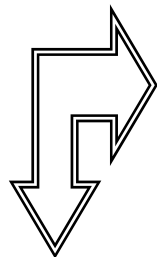
⑥ 長期避難生活への対応

- 市内被害の復旧状況等を確認(総務班)
- 避難所内、避難所外の避難者の状況等を確認(市・各班)
※不足物資・ボランティアの要請を行うなど長期避難生活への対応を行う
- 訃報、遺体等の対応(市・総務班)

⑦ 避難所の閉鎖

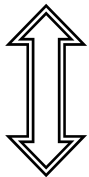
- 避難者の減少・全員退所等により閉鎖を決定(避難所運営委員会)
- 使用した資機材の点検や避難所の清掃等(全員)

(報告・要請・指示等)



〇〇支部

(連絡調整)



市災害対策本部